

毎月勤労統計調査特別調査の結果の概要

1 調査の目的

この調査は、常用労働者１～４人の事業所における常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者５人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

2 調査の対象

厚生労働省が指定した調査区に所在する事業所のうち、調査期日現在１～４人の常用労働者を雇用している事業所（ただし、主な事業が農業、林業及び漁業の事業所、家事サービス業及び外国公務、立法、司法の事務及び行政事務を直接行う事業所を除く。以下「事業所規模１～４人の事業所」という。）で、県内３４５事業所である。

3 調査期日

平成１９年７月３１日（給与締切日の定めがある場合には、平成１９年７月の最終給与締切日）

4 調査の結果

（１）賃金

きまって支給する現金給与額

平成１９年７月における事業所規模１～４人の調査産業計事業所（以下、特に断りのない限り調査産業計に関するものである。）の月間きまって支給する現金給与額は、前年（１９８,０７８円）と比べ６,８７９円増の２０４,９５７円であった。男女別では、男が２３,８４９円増の２７９,６０４円、女が４,０９２円減の１３４,７０７円であった。

また、事業所規模１～４人のきまって支給する現金給与額の格差は、事業所規模３０人以上（２７０,１３６円）を１００とした場合に７５.９であった。

特別に支払われた現金給与額

平成１８年８月１日から平成１９年７月３１日までの１年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額は、前年（２０４,０１０円）と比べ５２,０８１円増の２５６,０９１円であった。男女別では、男が１１４,９４２円増の３５５,５５７円、女が６,０４６円減の１６０,０８５円であった。

表1 産業別きまって支給する現金給与額及び規模別の格差

産 業	計			男			女		
	実 額 (円)	格 差		実 額 (円)	格 差		実 額 (円)	格 差	
		全国平均 =100	本県30人 以上 = 100		全国平均 =100	本県30人 以上 = 100		全国平均 =100	本県30人 以上 = 100
調 査 産 業 計	204,957	107.6	75.9	279,604	106.8	83.4	134,707	97.9	79.3
建 設 業	252,944	99.7	68.6	268,923	96.1	69.7	147,955	91.6	64.9
製 造 業	199,522	90.4	64.5	280,269	99.6	80.1	114,813	85.0	64.4
卸売・小売業	196,133	106.6	103.4	280,593	108.5	99.8	131,456	97.1	102.3
サ ー ビ ス 業	234,886	120.2	102.3	296,930	113.7	100.5	162,457	108.7	111.0

(注) 本県30人以上規模については、毎月勤労統計調査地方調査の平成19年7月分調査結果による。

図1 規模別きまって支給する現金給与額（調査産業計）

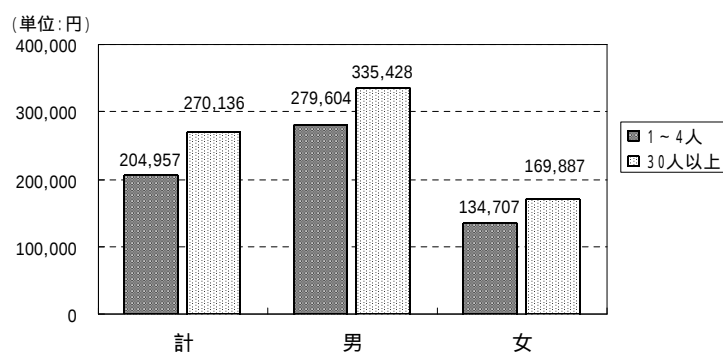


表2 産業別年間特別に支払われた現金給与額と支給割合

産 業	計		男		女	
	実 額 (円)	支給割合	実 額 (円)	支給割合	実 額 (円)	支給割合
調 査 産 業 計	256,091	1.25	355,557	1.27	160,085	1.19
建 設 業	136,260	0.54	149,267	0.56	52,946	0.36
製 造 業	277,583	1.39	422,613	1.51	111,920	0.97
卸売・小売業	254,863	1.30	430,332	1.53	122,262	0.93
サ ー ビ ス 業	300,926	1.28	402,696	1.36	174,848	1.08

(注) 支給割合は、7月のきまって支給する現金給与額に対する年間特別に支払われた現金給与額の割合

(2) 労働時間・出勤日数

労働時間

通常日 1 日の実労働時間は、前年 (7.3 時間) と同じ 7.3 時間であった。男女別では、男が前年と同じ 7.9 時間、女も前年と同じ 6.7 時間であった。

出勤日数

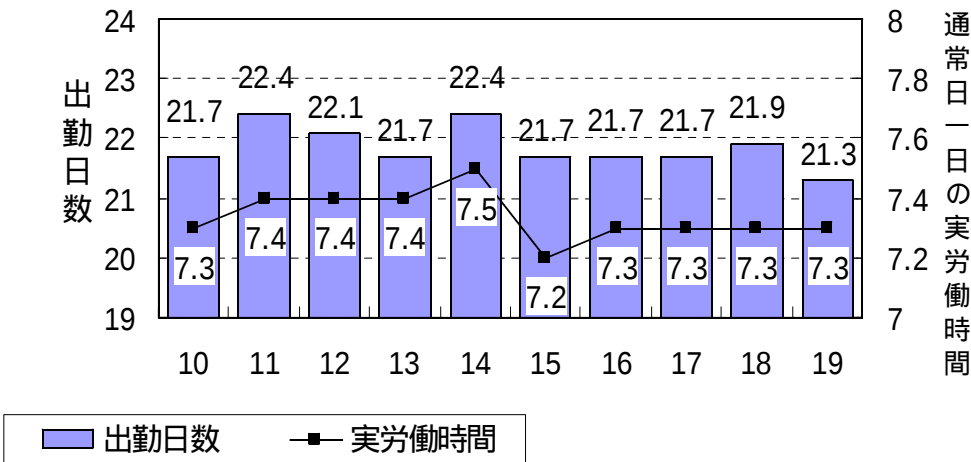
出勤日数は、前年 (21.9 日) と比べて 0.6 日減の 21.3 日であった。男女別では、男が 0.3 日減の 22.5 日、女が 0.7 日減の 20.2 日であった。

表 3 産業、規模別通常日 1 日の実労働時間等

産 業	実 労 働 時 間			出 勤 日 数		
	本 県 1 ～ 4 人	全 国 平 均	本 県 30 人 以 上	本 県 1 ～ 4 人	全 国 平 均	本 県 30 人 以 上
調 査 産 業 計	7.3	7.2	8.0	21.3	21.1	20.2
男	7.9	7.9	8.5	22.5	22.2	20.5
女	6.7	6.6	7.0	20.2	20.3	19.7
建 設 業	7.8	7.7	8.7	21.8	21.9	21.4
製 造 業	7.2	7.3	8.7	21.4	21.5	20.5
卸売・小売業	7.3	7.3	6.8	21.0	21.5	20.2
サ ー ビ ス 業	7.6	7.4	7.8	22.2	21.4	19.6

(注) 事業所規模 30 人以上については、毎月勤労統計調査地方調査平成 19 年 7 月分であり、実労働時間は、月間総実労働時間数を出勤日数で除して算出している。

図 2 通常日 1 日の実労働時間等の推移



(3) 雇 用

平成19年7月31日現在の事業所規模1～4人の事業所における常用労働者数は36,205人であり、この内訳は男が17,553人、女が18,652人となった。

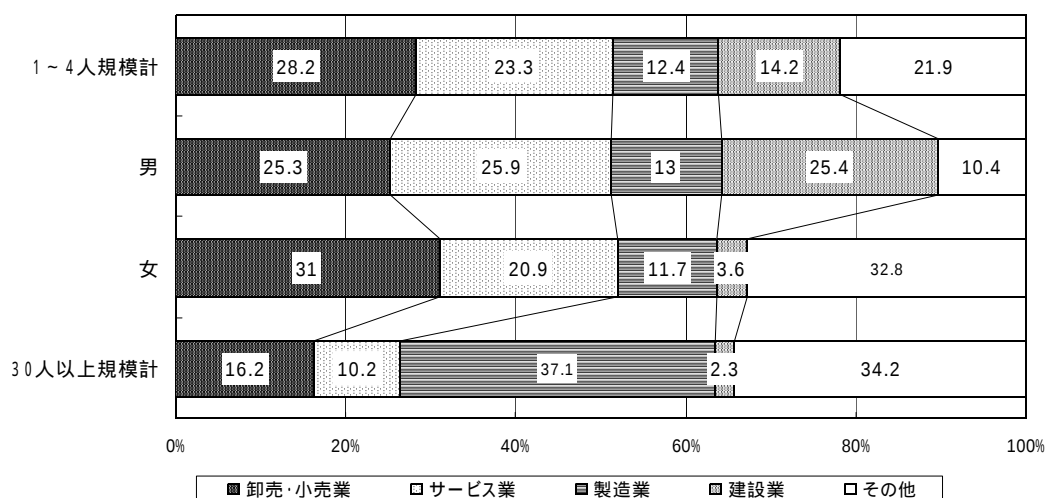
産業別構成は、卸売・小売業が28.2%と最も多く、次いでサービス業の23.3%、建設業の14.2%の順であった。

男女別でみると、男はサービス業の25.9%、建設業の25.4%、卸売・小売業の25.3%の順であり、女は卸売・小売業の31.0%、サービス業の20.9%、医療、福祉の14.2%の順であった。

事業所規模30人以上の産業別構成と比べると、30人以上では、製造業の37.1%、卸売・小売業の16.2%、医療、福祉の11.5%の順となっており、製造業の占める割合が高かった。

また、女性常用労働者の比率は、51.5%で前年(49.3%)を2.2ポイント上回り、過半数に達した。これを事業所規模30人以上と比べてみると、30人以上では39.5%であることから、1～4人の事業所は女性労働者の割合が高いことがわかる。

図3 規模別常用労働者の産業別構成比



(注) 事業所規模30人以上は、毎月勤労統計調査地方調査平成19年7月分調査結果による。

5 統計表(平成19年7月)

産 業	常 用 労 働 者 1 ～ 4 人 の 事 業 所				
	常 用 労 働 者 数	月 間 出 勤 日 数	1日の労働時間数	月 間 定 期 給 与	特別に支払われた 給与(年間)
	人	日	時間	円	円
調 査 産 業 計					
計	36,205	21.3	7.3	204,957	256,091
男	17,553	22.5	7.9	279,604	355,557
女	18,652	20.2	6.7	134,707	160,085
鉱 業					
計	-	-	-	-	-
男	-	-	-	-	-
女	-	-	-	-	-
建 設 業					
計	5,131	21.8	7.8	252,944	136,260
男	4,453	21.9	8.0	268,923	149,267
女	678	21.7	7.0	147,955	52,946
製 造 業					
計	4,473	21.4	7.2	199,522	277,583
男	2,290	22.5	8.0	280,269	422,613
女	2,183	20.2	6.4	114,813	111,920
電気・ガス・ 熱供給・水道業					
計	-	-	-	-	-
男	-	-	-	-	-
女	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
運 輸 業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
卸売・小売業					
計	10,221	21.0	7.3	196,133	254,863
男	4,433	22.8	7.9	280,593	430,332
女	5,788	19.6	6.9	131,456	122,262
金 融 ・ 保 険 業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
不 動 産 業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
飲食店、宿泊業					
計	2,363	17.3	5.6	79,528	5,868
男	198	17.3	8.4	165,154	67,722
女	2,165	17.3	5.3	71,701	1,268
医 療 , 福 祉					
計	3,042	22.9	7.0	184,201	396,869
男	386	19.6	7.7	256,831	375,828
女	2,657	23.4	6.8	173,662	400,033
教育、学習支援業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
複合サービス事業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
サ ー ビ ス 業					
計	8,445	22.2	7.6	234,886	300,926
男	4,549	23.2	8.0	296,930	402,696
女	3,896	21.0	7.2	162,457	174,848

注1 :「-」は該当数字なし、「X」は集計数が少ないため、公表していない。

注2 :特別に支払われた給与は、勤続年数1年以上の常用労働者を対象に、平成18年8月から平成19年7月までの1年間に支払われたものの累計である。

6 主な用語の定義

(1) 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

期間を定めず、又は、1 か月を越える期間を定めて雇われている者。

同一の事業所に日々又は1 か月以内の期間を限って雇われている者のうち、5 月と6 月にそれぞれ18 日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に一般労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記、の条件を満たしている者も常用労働者に含める。

(2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約及び就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいう。所得税、各種社会保険料を差し引く以前の金額である。

(3) 特別に支払われた現金給与額

平成18 年8 月1 日から平成19 年7 月31 日までの1 年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3 か月を越える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。主なものとして夏季、年末の賞与がこれに該当する。

(4) 出勤日数

調査期間中に、本来業務の遂行のために実際に出勤した日数をいう。たとえ1 日に1 時間でも就業すれば、出勤日とする。ただし、有給であっても出勤しない日は含めない。

(5) 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、早出時間、残業時間、手持ち時間を含む。

ただし、休憩時間は除く。7 月中の通常日1 日について調査しており1 時間未満の端数については、労働者ごとに30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てとしている。

(6) 14 大産業

日本標準産業分類による鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）のことである。

また、本調査でいう調査産業計とは、前記14 大産業の合計である。なお、調査事業所が少ない産業（電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、金融・保険業、不動産業、複合サービス事業）については、秘密保持のため表章はしていないが、調査産業計には含めてある。